

社会福祉法人万葉荘園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人万葉荘園(以下「当法人」という。)定款第5条及び第16条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規定で役員とは理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員等の報酬)

- 第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務により業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 役員が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が、法人業務により監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に、出席をした場合には別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬及び実費弁償費の支払方法)

- 第7条 報酬及び実費弁償費の支払いは、役員等及び評議員選任・解任委員について、毎月1日を起算日として翌月25日に金融機関口座に振り込む方法により支払う。
- 2 報酬の支払額は、源泉所得額を控除した額を支払う。

(出張旅費)

- 第8条 役員が、理事長の命を受けて法人業務のため出張する場合は別表3により報酬及び旅費を支給することができる。その用途を出張届に明記し領収書等を持って実費支給する。
- 2 出張費は原則として交通費、宿泊費、日当に区分する。
- 3 出張中において必要な用務に支出した通信費、物品及び輸送費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費支払うものとする。

(復命書)

第9条 役員が理事長の命を受けて法人業務のため出張した場合は復命書により報告するものとする。

(適用除外)

第10条 事業の職員を兼務する役員は、この規定は適用しないものとする。

(改定)

第11条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会及び理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人万葉荘園 役員等の報酬額表

別表 1 (第3条及び第6条関係)

名称	報酬(1日)	実費弁償費
理事会出席報酬等	4,000円	無し
評議員会出席報酬等	4,000円	無し
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	4,000円	無し

別表 2 (第4条及び第5条関係)

名称	報酬(1日)	実費弁償費
理事長業務報酬等	1,000円	無し
理事及び評議員業務報酬等	1,000円	無し
監事監査指導報酬等	4,000円	無し

別表 3 (第8条関係)

名称	報酬(1日)	
報酬	4,000円	
旅費	実費	交通費 宿泊費 物品及び輸送費